

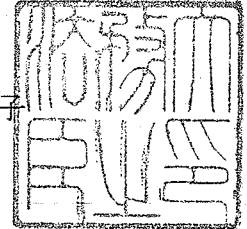


法務省秘庶第25号
平成27年3月16日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 上 川 陽 子



平成27年2月10日受付第435号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称等）
特定秘密指定管理簿

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 「指定に係る特定秘密の概要」については、危機管理に関する情報が記録されており、当該部分を公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に定める不開示情報に該当するため不開示としました。
- (2) 「指定の整理番号」及び「当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」については、国及び国民の安全の確保に係る情報である特定秘密を取り扱う者や部署を特定し得る情報であり、当該部分を公にすると、当該情報を手掛かりとして、特定秘密を不正入手しようとする者からの接触の危険性が高まり、当該職員本人やその家族等に危害が加えられたり、当該部署の所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、危機管理体制に重大な影響を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国及び国民の安全が害されるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に定める不開示情報に該当するため不開示としました。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができな

くなります。)

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<希望された実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち、開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
前記1 A4判文書 1枚 (片面1枚)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙一枚につき10円	10円	無料
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R一枚につき100円に、文書一枚ごとに10円を加えた額	110円	無料

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成27年3月18日から平成27年4月18日まで(土・日曜日及び祝日を除く。)の9:30から17:00まで(昼休みを除く。)

場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込額)：複写機により複写したものの送付の場合

通常郵便(定形外) 50gまで 120円

CD-Rに複写したものの送付の場合

通常郵便(定形外) 100gまで 140円

* 担当課等

法務省大臣官房秘書課庶務係

TEL: 03-3580-4111 (内線2027)